



令和6年 第3回
本別町議会臨時会会議録

自 令和6年 8月 9日
至 令和6年 8月 9日

本別町議会

令和6年本別町議会第3回臨時会会議録

令和6年8月9日（金曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員長報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | （産業厚生常任委員会委員長報告）
請願第2号 上押帯西19号線の一部と上押帯西21号線を町道認定することを求める請願書 |
| 日程第 5 | | 常任委員の選任1 |
| 日程第 6 | | 常任委員の選任2 |
| 日程第 7 | | 議会運営委員の選任 |
| 日程第 8 | | 諸般の報告 |
| 日程第 9 | | 行政報告 |
| 日程第10 | 承認第 6号 | 専決処分の承認を求める件〔令和6年度本別町一般会計補正予算（第4回）〕 |
| 日程第11 | 承認第 7号 | 専決処分の承認を求める件〔給水設備漏水事故に係る和解及び損害賠償額を定めること〕 |
| 日程第12 | 承認第 8号 | 専決処分の承認を求める件〔令和6年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）〕 |
| 日程第13 | 議案第43号 | 令和6年度本別町一般会計補正予算（第5回）について |
| 日程第14 | 議案第44号 | 町道愛のかけ橋通り愛のかけ橋橋梁補修工事請負契約について |
-

○会議に付した事件

- | | | |
|--------|--|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員長報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | （産業厚生常任委員会委員長報告）
請願第2号 上押帯西19号線の一部と上押帯西21号線を町道認定することを求める請願書 |
| 日程第 5 | | 常任委員の選任1 |
| 追加日程第1 | | 議長の常任委員辞任の件 |
| 日程第 6 | | 常任委員の選任2 |
| 日程第 7 | | 議会運営委員の選任 |

日程第 8		諸般の報告
日程第 9		行政報告
日程第 10	承認第 6号	専決処分の承認を求める件〔令和6年度本別町一般会計補正予算（第4回）〕
日程第 11	承認第 7号	専決処分の承認を求める件〔給水設備漏水事故に係る和解及び損害賠償額を定めること〕
日程第 12	承認第 8号	専決処分の承認を求める件〔令和6年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）〕
日程第 13	議案第43号	令和6年度本別町一般会計補正予算（第5回）について
日程第 14	議案第44号	町道愛のかけ橋通り愛のかけ橋橋梁補修工事請負契約について

○出席議員（11名）

議 長	12番	篠原義彦	副議長	11番	高橋利勝
	1番	宮本やよい		2番	加藤徹己
	3番	丑若浩行		4番	水谷令子
	5番	梅村智秀		6番	石山憲司
	7番	藤田直美		8番	方川一郎
	10番	阿保静夫			

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐々木基裕	副 町 長	村本信幸
会 計 管 理 者	藤野和幸	総 務 課 長	三品正哉
農 林 課 長	篠原順彦	保 健 福 祉 課 長	長屋和幸
住 民 課 長	宮口淳哉	建 設 水 道 課 長	加藤勉
企 画 財 政 課 長	松本秀規	未 来 創 造 課 長	野崎昌也
建 設 水 道 課 主 幹	小出勝栄	総 務 課 長 補 佐	石川雅康
教 育 長	高橋哲也	代 表 監 査 委 員	井出英彦

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	中川雅之	事 務 局 次 長	越後忠
総 務 担 当 主 事	今井綾香		

開会宣告（午前10時00分）

◎開会宣告

○議長（篠原義彦） ただいまから、令和6年第3回本別町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（篠原義彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、方川一郎議員、水谷令子議員、丑若浩行議員を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（篠原義彦） 日程第2 議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員長、藤田直美議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（藤田直美）〔登壇〕 報告いたします。

令和6年6月14日第2回定例会において、閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

議会運営に関する事項。まず、会期について申し上げます。本臨時会の会期は、本日8月9日の1日間とするよう予定いたしました。

次に、委員会構成の取扱いについて申し上げます。改選期を迎えました、総務、産業厚生、広報広聴常任委員及び議会運営委員について、本日その選任の取り運びを予定いたしました。

以上報告いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（篠原義彦） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定をいたしました。

◎日程第4 産業厚生常任委員会委員長報告

○議長（篠原義彦） 日程第4 請願第2号上押帯西19号線の一部と上押帯西21号

線を町道認定することを求める請願書を議題といたします。

令和6年第2回定例会において付託いたしました産業厚生常任委員会から、審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会、石山憲司委員長、御登壇ください。

○産業厚生常任委員長（石山憲司）〔登壇〕 お手元に配布されております請願審査報告書に基づいて報告させていただきます。

なお、括弧書き、敬称につきましては省略させていただきます。

請願審査報告書。

令和6年6月14日第2回定例会において審査付託を受けた下記事件について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。

1、事件。

請願第2号上押帯西19号線の一部と上押帯西21号線を町道認定することを求める請願書。

2、請願者の住所及び氏名。

本別町押帯425-3、宮野由裕。本別町押帯404-6、今野薫。以下15名につきましては、記載のとおりでございます。

3、紹介議員、梅村智秀。

4、委員会開催日。令和6年6月18日、26日、7月4日、計3日間。

5、審査結果、採択。

6、少数意見の留保、なし。

7、請願書の内容につきましては、請願書を参照いただきまして、請願書の朗読につきましては省略させていただきます。

8、審査の概要。

（1）主な協議事項。①現地調査、②町からの聞き取り、③請願紹介議員への確認。請願の審査に当たり、以上の協議を行なった。

①現地調査。

令和6年6月26日現地調査を行ない、上押帯西19号線の一部と上押帯西21号線について道路の幅員等の現況を確認した。

②町からの聞き取り。

現地調査終了後、下記内容について町建設水道課に聞き取りを行なった。

問い、当該路線が町道になっていない経緯、理由は。

答え、当該路線は住宅が張り付いていない耕作道であり、地域の方々が耕作のため整備した道路と想定されます。地域からの町道認定の要望も記録はなく、公共性もないため、町道認定になっていないと思われれます。

問い、当該路線の維持管理状況（砂利敷き、除雪の有無等）は。

答え、町道でないため、維持管理（路面整地、草刈り、除雪）は行なっていませんが、地域から要望があった場合は、近隣町道の維持管理時に実施しています。

問い、町道認定した場合の維持管理にかかる費用や財源（普通交付税）の試算は。

答え、路面整地や草刈りで約6,700円、砂利敷を行なった場合はダンプ1台当たり約1万7,200円を試算しており、財源（普通交付税）は現況路面幅員で算定すると年間約14万円となります。

問い、町道認定した場合に必要な手続き（測量等）や手続きにかかる費用は。

答え、道路台帳図作成に2路線で約150万円程度の委託費となります。また、現状のまま認定した場合は、号線用地であるため用地確定測量は行ないません。

問い、町道認定の基準は。

答え、法定化はされていませんが、基本的に公共性がある道路を認定しています。

③請願紹介議員への確認。

問い、請願書に自己負担で維持管理とあるが、どの程度の内容か。

答え、自費で農業者の方が重機を借り上げる費用を案分で支払った事実について、確認されております。

問い、冬の除雪等も必要かどうか。

答え、現在、町の負担における除雪は入っていませんし、除雪まで自費で行なっていることはありません。冬期間の除雪についても必ず入れてくれというところまでは現時点ではありませんが、19号線の一部については土幌方面に出る方が利用したいので、町道になったら除雪してほしい、していただけたらありがたいというところです。

問い、町道となったら舗装してほしいとまで求めているのか。

答え、舗装路というところまで求めていないと捉えていただいてよろしいです。

（2）委員間討議の実施。

上記①から③までの協議を踏まえ、委員間討議を行なった。

委員会での主な意見。

願意は妥当と考える。19号線に関しては右と左の畑で違う人が使っている、それを私道として扱うのはちょっと無理があるのかなという印象で、公共性があると受け止めている。これまでも地域住民からの要請があった場合や災害時には道路復旧などを行なった経緯もあり、町道としてしっかり手入れをしていくことが地域のためになると考える。求められている維持管理が要望で対応できる範囲であるならば、急いで町道認定に至らなくても可能なのかと考えたが、地域住民全戸が請願をしているところから、公共性がないと判断する理由は全く見つからず当然のことながら願意は妥当であり、採択されるべきと考える。

（3）表決方法、表決結果。

挙手により表決を行ない、採択4人、全員一致で採択とした。

9、まとめ。

委員会では、願意である町道認定について慎重な審査を行なってきた。今後、町道の整備マニュアルの作成や号線用地など法定外公共物の維持管理について、一定の基準を定めておくことが求められるが、当該路線は公共性があり町道として維持管理するのが妥当であると判断し、採択とした。

以上で委員会審査結果報告といたします。

○議長（篠原義彦） これから委員長報告に対する質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。この請願に対する委員長の報告は採択であります。

まず、採択することに反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 次に、採択することに賛成者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○5番（梅村智秀）〔登壇〕 請願第2号上押帯西19号線の一部と上押帯西21号線を町道認定することを求める請願書につきまして、本請願の紹介議員でもあることから当然に賛成の立場で討論を行ないます。

委員長報告にも記載があったとおり、所管の産業厚生常任委員会において現地確認を含め、慎重審議を行なったところ、全会一致で採択との結論に至りました。

上押帯地域全戸による請願書の提出があり、地域住民を初め、一定の利用が見込まれることから公共性が高いことは明白であり、町道認定することにより、年間約14万円程度の普通交付税算入となる見込みであり、町道認定をするために道路台帳作成図費用の約150万円となる回収の見込みも立っているものであります。

現況のままであるならば、その全て、維持管理等を行なっているその費用等の全ても町の単費で行なうことになることから、当然のことながら認定がなされれば財政措置も見込まれるということとなります。

また、現況の維持管理のずさんさというものも明らかになり、改善が求められるところであり、具体的には10年ほど前から要望があれば町で維持管理を行なってきたと。しかるに沿線に農地を持つ町民らにその認識はなく、自費で維持管理を行なった事実もあります。

地域や住民本位の住民に寄り添った維持管理がなされてきたとは認めることができないところ、改めて町道認定を行なうことで将来にわたりこうした認識の相違などが生じることなく、もって適切な道路の維持管理体制につながることも見込まれます。

よって、本請願については賛成を致すものであります。

○議長（篠原義彦） 次に、採択することに賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで討論を終わります。

これから、請願第2号上押帯西19号線の一部と上押帯西21号線を町道認定することを求める請願書を採決いたします。

この採決は起立によって行ないます。

委員長報告のとおり採決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、請願第2号上押帯西19号線の一部と上押帯西21号線を町道認定することを求める請願書は、委員長報告のとおり採択することに、満場一致で決定をいたしました。

◎日程第5 常任委員の選任1

○議長（篠原義彦） 日程第5 常任委員の選任1を行ないます。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって総務常任委員に高橋利勝議員、阿保静夫議員、藤田直美議員、丑若浩行議員、宮本やよい議員。産業厚生常任委員に方川一郎議員、石山憲司議員、梅村智秀議員、水谷令子議員、加藤徹己議員、私、篠原義彦を指名いたしたいと思えます。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

ただいま選任いたしました総務常任委員及び産業厚生常任委員についての任期は、本別町議会委員会条例第4条の規定により、令和6年8月10日からと期限をつけることといたします。

私から発言をいたしますので、高橋利勝副議長と交代をしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前 10時21分 休憩

午前 10時22分 再開

○副議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

篠原義彦議員の発言を許します。

○12番（篠原義彦） ただいま産業厚生常任委員に選任されましたが、議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しておりますので、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮したときに、一個の委員会に委員として所属することは適当でなく、また、行政実例においても、議長については辞任を認めております。

さらに、議会運営基準第117条においても、辞任することができることとなっているところから、産業厚生常任委員の辞任を願い出るものでございます。

よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○副議長（高橋利勝） ただいま篠原義彦議員から、産業厚生常任委員を辞任したい旨の発言がありました。

お諮りします。

この際、議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更して直ちに議題としたいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議長の常任委員辞任の件

○副議長(高橋利勝) 追加日程第1 議長の常任委員辞任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、篠原義彦議員の退場を求めます。

(篠原義彦議員、退場)

○副議長(高橋利勝) 篠原義彦議員から、議長の職務を行なう都合上、常任委員を辞任したいとの申出があります。

お諮りします。

本件は、申出のとおり許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、篠原義彦議員の常任委員の辞任を許可することに決定しました。

篠原義彦議員の復席を求めます。

(篠原義彦議員、復席)

○副議長(高橋利勝) 篠原義彦議員の発言に関わる審議を終了いたしましたので、議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

午前 10時25分 休憩

休憩中に、総務、産業厚生常任委員会は、委員会条例第8条第2項の規定によって、正副委員長の内選を行なってください。

委員会条例第9条第1項の規定によって、議長において総務常任委員会、産業厚生常任委員会を招集いたします。場所については、総務常任委員会は正副議長室、産業厚生常任委員会は委員会室にそれぞれ参集を願います。これをもって、通知済みといたします。

午前 11時23分 再開

○議長(篠原義彦) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務、産業厚生常任委員会の正副委員長の内選の結果を報告いたします。

総務常任委員会は、委員長に藤田直美議員、副委員長に宮本やよい議員。

次に、産業厚生常任委員会は、委員長に水谷令子議員、副委員長に加藤徹己議員と、それぞれ決定をいたしました。

◎日程第6 常任委員の選任2

○議長(篠原義彦) 日程第6 常任委員の選任2を行ないます。

広報広聴常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、次のとおり指名をいたします。

藤田直美議員、丑若浩行議員、宮本やよい議員、水谷令子議員、加藤徹己議員、以上のとおり指名したいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

なお、ただいま選任いたしました広報広聴常任委員についての任期は、本別町議会委員会条例第4条の規定により、令和6年8月10日からと期限をつけることといたします。

暫時休憩をいたします。

午前 11時25分 休憩

休憩中に、広報広聴常任委員会は、委員会条例第8条第2項の規定によって、正副委員長の互選を行なってください。

委員会条例第9条第1項の規定によって、議長において広報広聴常任委員会を招集いたします。場所については、委員会室といたします。直ちに御参集願います。これをもって、通知済みといたします。

また、広報広聴常任委員会正副委員長の互選後、議会運営委員の選任については、委員会条例第7条及び運営基準第147運用例2により、各常任委員会委員長以外の委員については、議長は副議長と協議をした上選任することになっており、協議を行ないますのでよろしくお願ひしたいと思います。

午前 11時46分 再開

○議長(篠原義彦) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

広報広聴常任委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

委員長に丑若浩行議員、副委員長に加藤徹己議員と決定をいたしました。

◎日程第7 議会運営委員の選任

○議長(篠原義彦) 日程第7 議会運営委員の選任を行ないます。

議会運営委員選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、藤田直美議員、水谷令子議員、石山憲司議員、阿保静夫議員、丑若浩行議員を指名したいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員はただいま指名のとおり決定をいたしました。

なお、ただいま選任いたしました議会運営委員の任期は、本別町議会委員会条例第4条の規定により、令和6年8月10日からと期限をつけることといたします。

暫時休憩をいたします。

午前 11時48分 休憩

休憩中に、委員会条例第8条第2項の規定によって、正副委員長の互選を行なってください。委員会条例第9条第1項の規定によって、議長において議会運営委員会を招集します。直ちに委員会室に御参集願います。これをもって通知済みといたします。

午前 11時57分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長互選の結果について、報告をいたします。

委員長に石山憲司議員、副委員長に丑若浩行議員と決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前 11時58分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第8 諸般の報告

○議長（篠原義彦） 日程第8 諸般の報告を行ないます。

諸般の報告の目次に誤りがありましたので、お手元に正誤表を配布しておきましたので御了承願います。

報告第4号専決処分報告。令和6年度本別町一般会計補正予算（第3回）について報告を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 報告第4号専決処分報告。

令和6年度本別町一般会計補正予算（第3回）につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,536万3,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

上段の1、歳入であります。17款1項1目寄付金、4節教育費寄付金5万円の増額補正は、学校図書購入費として、新得町にお住まいの安倍恵子様からの指定寄付金でございます。

下段の2、歳出であります。10款教育費、3項中学校費、2目教育振興費、17節備品購入費5万円の増額補正は、寄付者の意向により中学校の学校図書を購入するものであります。

以上、簡単であります。専決処分報告とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） これで報告済みといたします。

次に、監査委員から令和6年5月分及び6月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がございました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、議員派遣結果報告書が議会運営委員長から提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第9 行政報告

○議長（篠原義彦） 日程第9 行政報告を行ないます。

佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 行政報告をいたします。

初めに、本町職員が起こした交通死亡事故について報告いたします。

令和6年8月3日午後10時50分ごろ、勇足の国道242号において、保健福祉課に勤務する職員が自動車を運転中、交通死亡事故を起こし、自動車運転処罰法違反の疑いで現行犯逮捕されました。

亡くなられた方は町内にお住まいの方で、事故現場付近の道路を歩いていたところ、池田方面から走行していた保健福祉課職員が運転する自動車にはねられ、搬送先の町国民健康保険病院にて死亡が確認されたとのこととあります。

お亡くなりになられた方に対し謹んで哀悼の意を表するとともに、御遺族の皆様に対し、心からお詫び申し上げます。

交通法規を率先し遵守すべき町職員が交通死亡事故を起こしたことは誠に遺憾であり、町民の皆様にも多大な御迷惑と御心配をおかけしましたことに対しまして、改めて深くお詫び申し上げます。

事故後の対応につきましては、8月5日に課長等会議を招集し、事故の報告と交通安全意識の徹底を指示したほか、重ねて全職員に対し道路交通法を初めとする交通規範の確認と遵守について文書にて通知をし、同日勤務終了後、緊急の職員集会において、私ども職員が二度と交通事故の加害者となることのないよう、訓示を行なったところであります。

なお、保健福祉課職員に対する処分につきましては、刑事及び行政処分の状況を慎重に見極めながら、適切な処分量定を判断してまいりたいと考えております。

今後も、交通安全の励行、交通法規の遵守など、職員に対してコンプライアンス意識の徹底と再発防止の取組を強化するとともに、町民の皆様の信頼回復に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

次に、国民健康保険税の課税誤りについて報告いたします。

7月1日付で発布しました国民健康保険税の納税通知書を受け取った被保険者の方から、本年度の税額が昨年度より大きく増額されていることについて問い合わせがあり、賦課の状況を確認したところ、課税額の軽減判定が正しく行なわれていなかったことが判明しました。

この軽減判定誤りの原因につきましては、本来算定から外すべき方の情報が含まれていたことにより、正しい軽減判定がなされていなかったことによるものです。

同様の誤りがないか遡って確認した結果、5世帯6件の課税誤りが判明し、その内訳は、令和5年度分の課税において1世帯で2,000円の増額更正、令和6年度の課税において1世帯で15,800円の増額更正と4世帯で186,200円の減額更正となり、減額更正となる4世帯のうち、最大は63,300円、最小は28,900円となっております。

該当する5世帯に対しましては、7月11日に訂正した納付書・納税通知書を持参した上で各御自宅へお詫びと説明に伺い、税額の訂正について御理解いただいたところであります。

今後は職員間の情報連携や確認作業の徹底を図り、事務処理手順を見直すことにより再発防止に努め、適正な課税の実施に万全を期してまいりますので、議員各位の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、第3回臨時町議会行政報告とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これで行政報告を終わります。

◎日程第10 承認第6号

○議長（篠原義彦） 日程第10 承認第6号専決処分の承認を求める件〔令和6年度本別町一般会計補正予算（第4回）〕についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 承認第6号専決処分の承認を求める件について御説明を申し上げます。

令和6年度本別町一般会計補正予算（第4回）について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億9,536万3,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

上段の1、歳入であります。17款1項1目寄付金、3節農業費寄付金1,000万円の増額補正は、農業振興基金として、本別町農業協同組合様からの指定寄付金でございます。

下段の2、歳出であります。2款総務費、1項総務管理費、14目基金費、24節積立金1,000万円の増額補正は、寄付者の意向により、農業振興基金に積み立てるものでございます。

以上、令和6年度本別町一般会計補正予算（第4回）の専決処分報告とさせていただきます。

御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第6号専決処分の承認を求める件〔令和6年度本別町一般会計補正予算（第4回）〕についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号専決処分の承認を求める件〔令和6年度本別町一般会計補正予算（第4回）〕については、報告のとおり承認されました。

◎日程第11 承認第7号

○議長（篠原義彦） 日程第11 承認第7号専決処分の承認を求める件〔給水設備漏水事故に係る和解及び損害賠償額を定めること〕についてを議題といたします。

本件についての報告を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 承認第7号専決処分の承認を求める件〔給水設備漏水事故に係る和解及び損害賠償額を定めること〕について、御説明を申し上げます。

本事故は、令和6年4月21日に発生を確認した相手方が所有する本別町新町29番地4、家屋の漏水事故に起因する床面、壁面等損壊について、次のとおり和解し損害賠償額を定めたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

なお、報告につきましては、事件の概要、和解の要旨のみ報告させていただきます。

1の和解の相手方につきましては、記載のとおりです。

2の事件の概要につきましては、令和5年10月、相手方から本別町水道事業に対し、当時空き家であった本件家屋の水道を、止水栓で閉栓するよう依頼を受けていたところでしたが、担当者間の連絡、確認が不十分だったため、止水栓での閉栓が行なわれておりませんでした。その後、冬期間に屋内水抜栓で漏水が発生し、相手方が事故

の発生を確認する令和6年4月21日までの長期間にわたり漏水が継続したことにより、地下室等の床面、壁面等に損傷を与えたものでございます。

3の和解の要旨につきましては、本件の事故にかかる損害賠償額を一金351万1,819円と定め、相手方との示談に基づき、修繕に要する費用相当額として、本別町水道事業が修繕を行なう相手方に支払うものとし、また修繕に要する費用相当額が損害賠償額に満たない場合は、その差額を本別町水道事業が相手方に対し支払うものとする内容でございます。

なお、この損害賠償額につきましては、全額、全国町村会総合賠償補償保険により賄われます。

今後は、このような事故が起こらないよう細心の注意を払いながら、水道利用者からの届出等に係る情報の記録、共有、連絡を徹底し、事故防止に努めてまいります。

以上、承認第7号の専決処分報告とさせていただきます。

御承認を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

丑若議員。

○3番（丑若浩行） 本件の経緯について、時系列で詳細を伺いたいと思います。

いつ、誰が、どなたから、どのような依頼を受け、結果なぜこのような事案が発生したのかをお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 小出建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（小出勝栄） お答えいたします。

このような事態となった経緯を具体的にということで、損害発生の概要は説明させていただいたところですが、漏水発生までの経過について説明させていただきます。

水道の開閉栓は使用者から使用開始届、または中止届に基づいて行なわれています。今回の事例につきましても、当該家屋の当時の所有者から令和5年7月25日に電話にて使用中止の連絡を受け、正式な届出として受理しております。

その連絡の際に、一、二か月で次の入居者が入る予定がある旨も伺っており、夏場でもあることから、止水栓での閉栓は行なわず、料金システム上での閉栓としておりました。

しかしその後、入居予定者、これは今回の和解の相手方になりますけれども、その方が建設水道課に電話を入れ、入居が翌年の4月になるため、止水栓で閉栓するよう依頼をしたとのことであります。この依頼に関しましては、建設課のほうで記録がちょっと残っておらず、また職員間でもちょっと記憶が残っている者がおりませんでした。誰が連絡受けたのかはちょっと明らかになっておりません。

町には、止水栓での閉栓依頼に関する記録は残っておりませんが、先方からの聞き取り内容や携帯電話記録等からの日にちにも10月24日と特定することができるなど、総合的に判断しまして、当時の職員のいずれかが電話を受け、その後、課内の連絡連携不足により止水栓での閉栓が行なわれなかったと判断に至ったところです。

したがって、従来どおり止水栓で閉栓を行なっていれば、当然室内水抜き栓から

の漏水も発生せず、漏水がなければ防げた損害であるため、町の過失を認め、損害賠償するべきと判断いたしました。

なお、今回の漏水の概要ですが、漏水の発生時期は令和6年1月初旬ごろで、先方が漏水を発見する令和6年4月21日までのおおむね4か月程度の間で、計152トンの漏水が継続していたと推計されます。

1日当たりでは約1.4トン程度で水量としては少量であります。漏水箇所に排水口がなかったため、大きな損害に至ってしまったものと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 丑若議員。

○3番（丑若浩行） この事案につきまして、被害者は電話をした、役場は受けた人が分からないという状況の中、どの点をもって役場の落ち度であるという判断に至ったかお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えいたします。

今議員からお話をいただきました、総合的な判断ですね。どの辺からということですが、この部分につきましては、私建設課長と事務方の課長補佐2名で相手方の御自宅にお伺いいたしまして、相手方の方からの直接の聞き取りにて携帯電話等、またお話の内容、あと複数で一緒に電話を役場のほうにされているということも含めて話し合いを一緒にさせていただいた中で、これは疑うあれもなく、その辺のことはお話しただいているという判断で、私たち当時2名でお伺いした中で判断をして、このような結果となっております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） まず1点目、お伺いをいたします。

125トンの水道の漏水があったということですが、この125トンの水道、無駄になったものを、当然無料ではないです、町民の方からも有償にて水道を提供しているわけですが、こちらの負担というのはどなたに責任があつて、どなたが担うことになっているのかお伺いをいたします。

2点目でございます。

こちら、役場ないしは所管課である建設水道課、ひいては役場という表現といたしましすけども、役場において過失があると。これは過失が100%という理解でよろしいのかという点でございます。

では、こちらの役場内部のお話になって移ってきますが、本件については誰、またはどこに具体的にどのような過失があるのか、それら過失責任がある方についての役職等で構いません、個人名は求めませんので、誰どこにどういう責任が生じて、それが過失100%のうちの何割程度であるのかという点、どのような検証の下御提案となっているのか、具体にお伺いをいたします。

続きまして、4月21日に本件が発覚ということで御説明をいただいたところでございますが、本日までに再発防止策は具体的にどのようなものが講じられたのか、またそ

の対策、講じられた対策については万全なものであり、同様の事案は今後二度と発生しないと捉えてよろしいのか、お伺いをいたします。

また、この対策の実施日についても、何月何日にどういう対策を取りましたという点について、具体にお伺いをいたします。

また、損害賠償額35万1,819円と定めたということでございますが、被害の概要について具体的には見積書等の項目が主なものとしてどのようになっているのか、項目や金額等についてお伺いをいたします。

また、こちら町内事業者の法人名の記載もございますが、こちらについてはどのようにこちらの事業者が選定がなされていたのか、またこの選定について、仮に役場側が推薦等を被害者側にしたということであれば、この事業者の選定に際しては何件の町内事業者に打診をとったのか等、この事業者が選ばれた理由等について具体にお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 小出建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（小出勝栄） 1問目のほうにお答えいたします。

漏水の量なんですけれども、先ほど125って言いましたけれども152トンになります。この損失に関しては、水道事業が負担するものと考えております。損害の過失割合なんですけれども、この案件につきましては役場のほうが外の止水栓で水を止めていれば起きなかった案件でありますので、役場のほうが100%悪いと考えております。

責任の所在ということなんですけれども、組織的なそういう連携のミスということなんですけれども、上下水道を統括しているのは私になりますので、私に責任があると私は考えております。

4月21日、ちょっとお待ちください。すみません、続けてお答えします。

防止対策の実施日ということなんですけれども、この案件が発生してからなんですけれども、職員間の情報共有や連携の徹底は当然でありまして、このようなミスに対するより確実な方法としたら、電話でなくて、自筆による開閉栓の届出の提出が一番確実なんですけれども、そうなりますと利用者の利便性が著しく低下しますので、8月1日からスマホによるLINEを利用した使用開始及び中止の届出を開始しております。

しかし、まだその周知や利用者の利用には時間がかかることから、連絡は受けた者は記録に残すことと、使用中止の届けが出ている空き家等の止水栓が止まっているかの確認を徹底していきたいと考えております。

再発防止でもう二度と起こり得ないかということなんですけれども、ヒューマンエラーはつきもので100%とはちょっと言えないと考えております。

見積り内容につきまして、名称と金額と述べます。玄関改修工事として一式16万4,600円、玄関ホール改修工事として23万7,100円、便所改修工事一式として36万1,480円、階段室改修1階部分一式として18万7,700円、階段室改修、これは地下になります、一式として26万3,300円で、ホール改修、これも地下室になるんですけれども4万円、集会室、地下室です、一式136万1,700円、階段下収納、これも地下になります、一式で11万3,300円、仏間、これも地下室にあるものです3

万5,900円、物入れ、これも地下室にあります12万7,840円、その他工事として54万9,400円、あとは諸経費として55万7,680円となりまして、消費税込で見積り時は440万円となっております。

賠償額なんですけども、これを保険会社のほうに提示しまして、8掛けで今の損害賠償額となっております。

何件に打診したかということなんですけども、これは建設業協会のほうにお願いして紹介していただきました。以上であります。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 1点目にお伺いをいたしました152トンの漏水、いわゆる水道料でございます。こちらは水道事業が負担ということでございますが、これどういことですか、税金で負担ということですか。水道事業が負担ということであれば、当然のことで水道事業会計の中において負担、お金に色はないということから言えば当然町民の皆様から預かった使用料であるとか、そういったもろもろのものの中からお支払いをするという認識でよろしいのか、改めてここ明解にお伺いをいたします。

また、これらについて質疑がないのに言及がないというのはどういう御了見なのか、こちらについてもお伺いをいたします。

2点目にお伺いをいたしましたいわゆる過失についてでございますけれども、御答弁いただきました小出氏より、私に責任があるというような御趣旨の答弁があったところでございます。御答弁いただいた小出氏に100%ということで役場内では調整がついているということでよろしいのか、こちらもお伺いいたします。当然のことながら上下水道を取り扱う中では事務方、現場の技術職ということでありますし、そこに管理職で小出氏の上にはさらなる課長というものがあって、この建設水道における上下水道を含めた建設水道における庁内のトップである課長がいらっしゃるわけで、その後ろにはまた町長が控えているというような機構図になっておりますけども、その中で小出氏が100%の過失、責任があるということでの役場内での調整の上での御提案となっているのか、お伺いをいたします。

続きまして、再発防止対策についてでございますが、8月1日よりいわゆる町で使っている行政のLINE、こちらのほうで扱いをします。ただ、本件については電話による応対によって生じた事案でございます。同様に電話での申入れ、先ほど御答弁にあったように周知がまだ進んでいませんよねという方もありますし、例えば高齢の方であればLINE等はちょっと不得手であると、使えない、スマホ等を所有していないという方も当然いらっしゃる。そういった中で、電話での依頼があった際については、いわゆるこれまでと何か変わったところってあるのか、改めて連携等をしっかりしていきましょうという再確認を取ったというところにとどまり、具体的な対策というのは何ら講じられていないということで捉えてよろしいのか、お伺いをいたします。

続きまして、被害額の部分についてでございます。御説明あった後段、その他工事五十四万何がし程度でしたか、あとは諸経費等で55万円というところで440万円の見積りのうちの実に25%程度、100万円程度が詳細が分からないもので記載があると

ころでございますが、この妥当性とか内容についてはどのようなものになっているのか、改めてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 小出建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（小出勝栄） 漏水の水量の負担ということなんですけども、水道事業としては無収水量として処理しようと考えております。通常の漏水のときと同じですね。

責任の関係なんですけども、役場内での責任、役場の組織のミスになるんですけども、私の思いとしては私の責任だと考えております。役場としてであれば、何らかの処分が下ると思うんですけどもそこまではなっておりません。

再発防止の関係なんですけども、電話の対応で紙対応をする場合、今までは閉栓の場合2度目の閉栓に、閉栓しているにも関わらず閉栓の連絡きた場合は、紙媒体でも残してなかったんですが、2回目でも紙にちゃんと記載し、残すように考えております。それを今行なっています。

見積り内容のその他工事のところでもよろしいですね。その他工事の中身としましては、仮設電気設備1万円で仮設電気料5,000円、仮設水道2,000円、養生費として83平米6万6,400円、脚立足場83平米で4万9,800円、清掃片付け費として83平米7万4,700円、機械器具損料として83平米分で4万1,500円、産業廃棄物処理として30万円という計上になっております。以上になります。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 1点目にお伺いをいたしました152トンの漏水についてでございます。無収水量ということでございまして、通常の漏水と同じ扱いということでございましたが、これは通常の漏水と異なる、明確に異なると。というのは、過失に基づいて少し配慮すれば十分に防げたものを、こうしたものであるにもかかわらずそれを怠ったがために生じた、いわゆる重過失ですよね、によって生じた損害であるので、これが通常の漏水と同様に扱われるということについて私自身は疑問しかないんですけども、これらについて所管課ないし町長以下町部局としてはどのような捉えの下で御提案となっているのか、明快にお答えを求めるものでございます。

また、この152トンの水道というもの、これ金員に、お金の換算するとお幾らになるのか、お伺いをいたします。

2点目でございますが、この過失と責任の部分についてでございますが、御答弁いただいた小出氏について私の思いとしてということで、御自身の認識、自認について私がということでございますが、ついでには本提案については庁舎内でいわゆる懲戒処分等も含めて、またはいわゆる上席である、上席に当たる方であれば課長、または町長という方がいらっしゃるわけでございますが、これらの責任というものについては何ら検証や言及がない中での提案となっているのか、つまりは御答弁いただいている小出氏、直接の上席に当たる方が全ての責任があると捉えた御提案なのか、改めてその辺お伺いをいたします。

続きまして、再発防止策についてでございますが、改めての確認となりますが、当然

のことながらこれ、人が扱う以上ヒューマンエラーというのは、いわゆる人為的ミスですよね、これは当然起こりうるということでもありますので、こうした対策を講じても100%とは言えない。100%の対策とはなっていないよという中での御提案ということで間違いないのか、改めてお伺いをいたします。

つまりは、また起こりうる可能性というのは少なからずあるよと捉えてよろしいのか、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 小出建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（小出勝栄） はい、お答えします。

152トン分の金額相当額ですけども、家事用1として3万9,679円になります。これを水道事業会計で支出、収入というか何て言うんですかね、0円になってしまうんですけど、一応そういう通常の漏水等の無収水量としてカウントしようと考えております。

今後またこういう可能性があるのかっていうことなんですけども、今の状況では紙をまだ使ってますので100%はありえないと思ってますけども、近い将来スマートメーターっていうのがあるんですけども、メーター器1個1個に無線で飛ばして、毎日数量が分かるというものがあるんですけども、将来的には検針のこともありますし、そういうものを導入していけば、毎日どっかで漏水、個人の住宅で漏水してるのも分かるので、ちょっと事業費はかかりますけども、そういうものを導入することも検討していきたいと考えております。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 先ほど2番目の最終的に課の中の責任という部分でございます。今回起きたことについての責任、先ほど小出主幹のほうからお話しありましたが、あくまでも水道の管理者、事業を担当する管理者ということで小出主幹のほうから今お話があったと思ってございます。

ただ、これにつきましては、建設水道課の中のことでございます。所管管轄している私、建設課長の責任も当然あると考えてございます。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） この件に関して作業の確認の仕組みっていうものが、例えばこういう依頼なり事故なりがあったと、それで何日に対応してその結果こうなったっていうようなのが当然課長のほうにはそういう報告はいつてると思うんですけども、文書的にそういう記録的なものを残していくっていうような作業っていうのはされてないんですか。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えいたします。

当然、今阿保議員おっしゃられた内容につきましては当然、そのとき、その事が起こりましたら、当然事故報告ということで当然理事者のほうまで経過報告をさせていただいているということで、文書的に残しております。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 担当者間の連絡、確認が不十分だったためって書かれてるものですから、普通に考えれば今おっしゃったようなことがきちんと報告書なりで結果報告なりでなされてるものって思ってたものですけども、なぜこういうふうになったのかちよっとその部分がかんないものですから、再度伺います。

○議長（篠原義彦） 小出建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（小出勝栄） 通常ですと、開閉栓の依頼があった、電話でありましたと。それは事務方のほうで受け付けて、専用の用紙があるんですけども、用紙に記載し、それを料金システムのほうに打ち込んで、そこで使用料が閉栓の場合はかからなくしますと。それを今度技術方に渡して、実際閉めにいくっていう作業なんですよ。その料金システムのほうは閉栓扱いで料金かからなくなってたんですけども、その技術のほうとの文書、その用紙の連携のところがうまくいってなかったのかなと考えております。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○5番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、承認第7号専決処分の承認を求める件〔給水設備漏水事故に係る和解及び損害賠償額を定めること〕について、反対の立場で討論を行ないます。

御説明があったとおり、本件賠償額については幸いにも全国町村会の総合賠、いわゆる保険によって弁済がなされるというところではありますが、質疑において明らかになったとおり、いわゆるこうした上下水道の受付体制であるとか閉栓開栓等の体制というものが万全であるというところが認めることができず、また、対策等についても現時点においては根本的なものがしっかりと改善されているものであるということについては認めることができません。

また、こうしたヒューマンエラーについて、いわゆる人のミス、人為的ミスというものについて、当然人の手に関わる以上起こりうることであり私も捉えておりますし、起きてしまったことは致し方がない、こうした考え方も当然であるとは思いますが。

しかるに、それに対して速やかにそうしたことが起こらない体制整備というものが必要である。また、昨今いわゆる地方公共団体、多くの地方公共団体で課題となっている若手を含む職員のなり手不足というものがあります。こうしたものに従事する職員が果たして今の体制で安心して従事していただけるのかと。こうした人為的ミス、誰でも起こしうると、それを起こしうるのであれば、起きたときにどうするのかという体制をしっかりと、これ災害等と同じですよ、起こるのが当然であると、起きたときにどうするのかという体制をしっかりと整備していく必要があると考えておりますが、現時点におい

てはそれがなされているとは思えません。

また、御説明、御答弁に当たった主幹に対して、御自身から責任は私にあるということであり、私の質疑に対して上席である課長から、私のほうにもということでありましたが、こうしたことが起きたときにここで明らかになりましたけれども、しっかりとその責任の所在や対応というものについて協議がなされていないということが明らかになりました。いわゆる、この漏水で生じた無収水量約4万円、3万9,679円についてはこの会計の中で処理をする、つまりは誰もここに対しての責任を取らないということについても明らかになり、ここがしっかりと説明もなされていないということが本町の体制、現体制、大きな課題ですね、何かこうした課題が生じた際にしっかりとした後処理をするということができていないということの証左であります。

よって、これを認めることであれば、当然また同様のことが起こる蓋然性が極めて高いと考えるところから、これを認めるわけにはいきません。以上。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで討論を終わります。

これから、承認第7号専決処分の承認を求める件〔給水設備漏水事故に係る和解及び損害賠償額を定めること〕についてを採決いたします。

この採決は起立によって行ないます。

本案は、報告のとおり承認することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者7人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、承認第7号専決処分の承認を求める件〔給水設備漏水事故に係る和解及び損害賠償額を定めること〕については、原案のとおり承認されました。

◎日程第12 承認第8号

○議長（篠原義彦） 日程第12 承認第8号専決処分の承認を求める件〔令和6年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）〕についてを議題といたします。

本件についての報告を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 承認第8号専決処分の承認を求める件〔令和6年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）〕について、御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、ただいま御承認をいただきました給水設備漏水事故に係る損害賠償額等を計上するもので、和解の相手方と示談書を取り交わした令和6年6月28日に、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条

第3項の規定によりこれを報告し承認を求めますのでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

第2条、令和6年度本別町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものであります。

収入の第1款水道事業収益、第3項特別利益は351万2,000円を増額補正して、収入の総額を2億8,637万8,000円とするものです。

支出の第1款水道事業費用、第3項特別損失は351万2,000円を増額補正して、支出の総額を2億8,637万8,000円とするものです。

それでは、予算説明書により御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開きください。

上段の収入ですが、1款水道事業収益、3項特別利益、1目その他特別利益、節その他特別利益351万2,000円を増額補正は、この費用の全額が全国町村会総合賠償補償保険金で賄われるため計上いたしました。

続いて、下段の支出ですが、1款水道事業費用、3項特別損失、2目その他特別損失、節その他特別損失351万2,000円を増額補正は、相手側に対し給水設備漏水事故に係る損害賠償金として支払うものでございます。

以上、承認第8号の専決処分報告とさせていただきます。

御承認を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから、質疑を行ないます。

質疑は、収益的収入及び支出一括といたします。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） こちら経緯、事の顛末についてはさきの議案において明らかになったところでございますが、改めてのお伺いをいたします。

本提案においてはいわゆる賠償補償保険金として収入があり、それを支出するといういわゆる往って来いですよね、ということになりますけれども、先ほど明らかになりましたけど、無収水量というものも発生しているところがございます。それらが本議案にて提案されていないということについて、改めて町部局として、ないしは所管課としてどういう御了見、御見解の下、それらの金員、お金ですよ、等については反映されていないのかという点について、ここ明快にお答えを求めます。

また、当然これは役場所管課、または個人の過失というものが原因となって発生したものでございますが、さきにもお伺いをいたしましたけれども、これら責任のあるものについての懲戒処分というものはあった上での、それらの検討というものがあった上での提案となっているのかお伺いをいたします。

また、これら今の質疑にも関連してきますが、これ当然いわゆるヒューマンエラーというものが原因であるということが明らかになりましたが、これについては電話を受けた者がどなたか分からないということであれば、電話を受けた際はこのようなするというマニュアルであるとか、担当者、いわゆる上下水道の担当者の中でしっかりとその

確認を取り合うですとか、そうしたわずかな注意を払えば当然防げたことであると私自身は捉えておりますが、その辺の御認識はどのようなものをお持ちの上での御提案となっているのか、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午後 2時24分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小出建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（小出勝栄） 1問目お答えいたします。

先ほども申したんですけれど、漏水の水量に対するお金というのは、無収水量、無収、ない収入の水の量なんですけども、無収水量というのは予算計上されないっていうことになります。

ヒューマンエラーに対するものに対しては、こういう事例を担当全員で共有して、先ほど申し上げたんですけれど、今まではその開栓なり閉栓なり、使用者の変更なりが起きた場合のみ紙で処理してたんですけども、これからは全件紙で記載し残すという形を取っていますので、こういうような事例は減っていくのかなと考えております。

○議長（篠原義彦） 村本副町長。

○副町長（村本信幸） 御質問のありました職員への処分等の関係でございますけれども、今回の事案が私どもに報告のあった際に口頭で職員への注意は行なっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えいたします。

先ほどの2番目の部分、今副長からもお話しいただいたほかに、今回の現場に起きた事件、事故ですけども、責任の所在という部分のお話でございますが、あくまでも今回現場の中で起きたということでございます。

今日この場でお話しさせていただいている中で小出主幹、私、建設課長の加藤の2名の当然責任であると思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 改めてお伺いをいたしますが、いわゆる無収水量としましたよと。当然お金の換算がないということで無収水量という、そもそもこの無収水量という扱いにした理由についてお伺いをしております。

これ、いわゆるですよ、予見できない、予見が困難である通常の漏水等と違って過失によって生じた損害ですよね。その152トンというものも、水量もはっきりしていて、金額に換算すると約4万円であるというところも明らかになっています。これ当然、その水道料金の支払い、支払ってくれる方がいないというような扱いの無収水量というものにした決定というのは、どのような合意形成が図られてそのような処理となっているのか。私が申し上げているのは、そもそも先ほどは御答弁いただいている小出主幹、または所管課である課長、この2人に責任があるということではございませんけれども、

いわゆるその責任があるイコール過失があるということでございまして、にも関わらずこの特定された方々がいるにもかかわらず、その料金が無収水量として取り扱われるのはなぜですかと聞いております。そちら明快な根拠等があればそれと併せてお伺いをいたします。

また、懲戒処分等について副町長より御答弁がありました。口頭での注意ということでございました。これ御答弁の中では主幹及び課長の2名に責任ということで御自身からありましたけれども、そもそもこの電話をね、誰が受けたのか記録も記憶もないという中で、ではどなたが誰に対してどのような口頭注意を行なったのか、改めてお伺いをいたします。

また、これ注意を行なったということではございますが、いわゆるこの水道料、無収水量とされた約4万円等についても含めてでございますけれども、町としてこれを責任のある者に対して求償するような考え等はあるのか、これらについてもお伺いをいたします。

また、本件についてさきにお伺いした点でございますが、そういう声をかけ合うとか確認をしっかりとすることで、ヒューマンエラーは起こるよねと、この起こりうるという前提の下で、わずかな注意を払えば防げたことじゃないんですかという点について、改めて明快な御答弁を求めます。

○議長（篠原義彦） ここで、暫時休憩いたします。

午後 2時30分 休憩

午後 2時45分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁からいたします。

小出建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（小出勝栄） 質問に対してお答えします。

1番と3番を答えさせていただきます。

無収水量にした理由ということなんですけども、今までの各住宅等の漏水認定の事例を勘案して、漏水認定の場合は無収水量になるんですけども、漏水事故と同じ扱いの無収水量としております。

3番目です。声かけやわずかな注意で防げたことかということなんですけども、議員のおっしゃるとおり声かけやわずかな注意で防げたとも考えておりますけども、そこにまた現場としてひと手間加えて、電話対応したものは紙に残すということで確認してまいりたいと考えております。以上であります。

○議長（篠原義彦） 村本副町長。

○副町長（村本信幸） 2つ目の御質問について答弁をさせていただきます。

まず、誰が誰に対しての部分ですけども、町長が加藤課長、小出主幹に対して注意を行なっております。

次の求償権の関係でございます。故意または重大な過失があった際、求償権、求償できるとはありますけども、町といたしましては、それを求める予定はございません。以

上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 無収水量とされたことについて、これまでの住宅の漏水と同様の扱いとしたというような御趣旨の答弁でございましたが、私さきにも申しましたけれども、これはいわゆる予見できない一般的な漏水と違って、今副町長からも御答弁あったとおり、いわゆる口頭での注意がされていると。責任のあるお2人、課長と主幹に対してということでありまして、責任ある方が明確になっているわけでございます。これ私がそれを断定はしませんけど、御答弁からは役場内においてはお2人に責任があると断定がされているということでもありますので、そうした個人の過失というものがある中で、なぜに通常の漏水と同じ扱いにしたんですかと、ここ明快にお答えを求めるものでございます。なぜ無収水量と、通常の漏水と同じような扱いになるんですかと、そこが私分らないんです。予見できなくて誰の責任でもないよね、この漏水はっていうものと違いますよねって。お2人に責任があるから、町長から口頭で注意がされたということですよ。その責任がある方が明確になっているにもかかわらず、なぜ通常の漏水と同じような扱いになったのかという点についてお伺いをいたします。

続きまして、いわゆるわずかな注意を払っていれば未然に防げたんじゃないですかというところについてでございますけれども、そもそもこのいわゆる防止ということの観点から言えばですけども、これメーターの確認というものを定期的に行なっているのが通常業務の範囲の中だと思いうんですけども、なぜこの数か月の間、その漏水というものに気づけなかったのかという具体的な事由、背景等についてお伺いをいたします。

これ留守宅においても一定程度の期間においてメーターの確認等がされて、当然留守宅であれば水道の使用量はないと、つまりはメーターは動かない。ところがそれが動いているということであれば漏水しているのではないのかなということであり、私自身町職員の方から漏水の可能性ありませんかというような業務を行なっている職員がいらっしゃるといことは認識もしておりますところ、なぜそのような、本件についてはそのようなことになっていないのかという点について、改めてお伺いをいたします。

また、いわゆる口頭注意等について、また求償についてでございますけど、ここで明快に御答弁を求めますが、町の言う、故意または重過失というところでございますけども、町の考える重過失の定義というものはどのようなものであるのか、お伺いをいたします。

一般論といたしましては、甚だしく注意義務を欠く、わずかな注意さえすれば結果を予測し、これを未然に防止するための措置を講ずることができるにもかかわらず、これを怠った状態、これが重過失に該当するのかなと思料するところでございますが、町見解の重過失というものは私が述べたものと同等、同様のものであるのか、異なるのであれば具体的にお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 小出建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（小出勝栄） 質問にお答えさせていただきます。

予見できないものについては漏水とかっていう話でしたけども、一応責任があるなし

に関わらず、漏水認定は責任のあるなしの決定でしているわけではありません。

検針のことなんですけども、検針業務を委託により実施しておるんですけども、町と委託業者の間の契約におきまして、漏水の早期発見っていう目的の一つとしても閉栓してる箇所も検針してもらうように取り決めを行なっております。ただ、今回の事例につきましては、結論から言いましたら、漏水が継続した間、少なくとも1月から4月までの間ですか、検針が行なわれていなかったという判断はしています。委託先のほうには、契約内容に即した業務を徹底していただくよう強く申し入れているところであります。

○議長（篠原義彦） 村本副町長。

○副町長（村本信幸） 重過失の定義でございますけども、重過失の考え方そのものについては梅村議員がおっしゃったことのとおりかなと考えております。本来やるべきことをしっかりやっていたら防げたもの、そういったものというのは、こういうことに該当するのかなとは思いますが、今回先ほど私のほうで答弁しましたとおり、求める予定はないという部分でございますけども、今回の事案に関しましては特定の個人、特定の職員の責任の所在、あるいはその誰が事案を招いてしまったのかというところが特定をできていないということもございまして、組織総体としての今回の問題でございますので、そういったことで先ほどの答弁のとおり、求償の件につきましてはそれを求めないという判断をしております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○5番（梅村智秀）〔登壇〕 承認第8号専決処分の承認を求める件〔令和6年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）〕について、反対の立場で討論を行ないます。

本提案に際しましては、先ほどの事案と同様に、保険で賠償するからいいというような、そうした安直な姿勢がうかがえるところであります。

さきにも質疑の中でも申し上げたところでございますが、そもそも甚だしく注意義務を欠く、わずかな注意さえすれば、結果を予測し、これを未然に防止するための措置を講ずることができるにもかかわらずこれを怠った状態、これが重過失ということでございますが、何もですね、重過失というのは通常のことをきちんとやっていないというようなこととも言い換えられるわけでありまして。当然本件についてはそれらが怠っていた、そのような状態であるということは明白であります。

また、質疑から明らかになりましたけれども、メーターの検針事業者、この委託事業者についても適切な検針ができていなかったのではないのかなというようなところも伺える御答弁がありました。それらを委託先に求めていくというようなことでもございましたので、つまりまた誰か特定の個人において、過失や責任がということではないというような、組織総体としてのことであるというようなことは副町長からも御答弁がありま

したが、であるからこそ責任者、管理職である方が責任を取るんじゃないでしょうかね。私はそのように考えるところでございます。

御答弁の中からは、町長からいわゆる口頭注意を受けた課長及び主幹の2名というところでございましたので、この2名に責任があると、管理監督責任も含めてですね、あるということは明白であります。

また、この無収水量とされました152トン、3万9,679円、約4万円のこの水道代、漏水によって失われた水道代についてでございますが、この無収水量と定める定義、根拠等が明確ではない中で、安易にこれを無収水量と認定していると捉えることができます。

この本提案を承認することは、こうしたことが起きた際、それらに対して適切な対応をしていく、また起きてしまったことに対してしっかりと責任を取るというような本町に求められるこうした姿勢、体制整備というものを、ここを安直に承認することによって阻害してしまうのではないのかと考えるところでございます。

今後の職務に従事するに当たっては、しっかりとした体制を整備して、若い職員も含めてこうした懸念がないように、体制整備をしていくことも期待しつつ、本件については安易に承認することはできないというような考え方から反対を致すものでございます。

この無収水量とされました約4万円についても、しっかりと弁済する方々、責任のある方々が弁済という対応をすることが適当であるとも考えております。以上。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで討論を終わります。

これから承認第8号専決処分の承認を求める件〔令和6年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）〕についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本案の報告のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者7人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、承認第8号専決処分の承認を求める件〔令和6年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）〕については、原案のとおり承認されました。

◎日程第13 議案第43号

○議長（篠原義彦） 日程第13 議案第43号令和6年度本別町一般会計補正予算（第5回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 議案第43号令和6年度本別町一般会計補正予算（第5回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和6年度定額減税に係る調整給付に要する経費の増額、太陽の丘複合ゾーン整備事業に係る経費の増額等が主なものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,851万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億8,387万3,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出ですが、上段の2款総務費、1項総務管理費、10目まちづくり推進費、7節報償費、報償金、インターン型協力隊127万2,000円の増額補正は、本年度から開始しましたインターン型地域おこし協力隊の応募が当初見込みより増加したことから増額するもの。

その下、11節役務費、筆耕翻訳料、筆耕料35万6,000円の増額補正は、本年5月に選定されましたSDGs未来都市のPRとして、懸垂幕及び看板を作成するための経費を計上するものです。

その下、12節委託料、業務委託料、公有地利活用事業支援業務27万5,000円の増額補正は、先日基本合意を交わした町内進出企業との施設整備に関する事業見込み等の調査を外部業者に委託するもの、地球温暖化対策計画策定業務1,056万円の増額補正は、地球温暖化対策の推進に関する法律で市町村の努力義務とされております地球温暖化対策実行計画、区域施策編を策定するための、調査分析等業務を外部業者に委託するものです。

2段目の2項徴税费、1目税務総務費、合計3,864万8,000円の増額補正は、令和6年度定額減税において、減税しきれない額を調整給付として支給するための経費を増額するもので、増額補正分のうち事務費を除く給付額は3,800万円を予定しております。

下段の3款民生費、2項老人福祉費、1目老人福祉総務費、12節委託料、調査設計委託料、太陽の丘複合ゾーン整備2,398万円の増額補正は、太陽の丘に予定しております介護福祉基盤整備事業の基本設計を外部業者に委託するものです。

7ページ、8ページをお開きください。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金、補助金、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業1,328万8,000円の増額補正は、4つの補助事業採択によるもので、種バレイショの安定供給対策事業として罹病率低減の取組が4戸、てん菜から需要の高い作物等への転換事業として7戸、持続的な生産流通体系確立事業として、てん菜の褐斑病防除の取組が118戸、労働負担軽減対策事業としてバレイショ用早期培土機1台の導入、これらの事業に対する補助を行なうものです。

その下、地元農産物消費拡大事業13万円の増額補正は、きらめきタウンフェスティバルにおける地元農産物PR事業に対する補助金を計上するものです。

以上、歳出を終わり、戻りまして3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入ですが、上から2段目、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金792万円は歳出で説明いたしました地球温暖化対策実行計画策定業務へ充当するもの、その下、物価高騰対応重点支援事業、定額減税調整給付、事業費補助金3,800万円及び事務費補助金64万8,000円は、歳出で説明いたしました定額減税調整給付実施に対する補助金を計上するものです。

その下、15款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金1,328万8,000円の増額補正は、歳出で説明いたしました種バレイショの安定供給対策事業等4事業が全て道補助金で賄われることから計上するものです。

その下、20款諸収入、4項1目7節雑入、北海道市町村振興協会助成金、いきいきふるさと推進事業176万円は、歳出で説明いたしました地球温暖化対策実行計画策定業務へ充当するものです。

以上、令和6年度本別町一般会計補正予算（第5回）の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから、質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

宮本議員。

○1番（宮本やよい） 5ページ、6ページ、一番下段、12節委託料ですが、こちら太陽の丘複合ゾーンについて、ワーキンググループや経営者委員会などとはどの程度の合意形成が図られているのか伺います。

また、実際に現場で働く特養のスタッフから、自分たちがどうなるのかも分からないし不安しかないという声もあり、今現在働いている職員の思いや声を反映せずに、半ば強制的に進めているようにも受け取れますが、丁寧な説明は行なってきたのか、実情をお伺いします。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 宮本議員の御質問に答弁させていただきます。

ワーキンググループですとか経営者委員会のほうのお話につきましては、この間議員協議会のほうでも説明をさせていただいておりますけれども、ワーキンググループにつきましては10回、経営者委員会につきましては8回、3年度にわたってヒアリングを行なっております。この中でそれぞれ委員から出た御意見を全てについてはこちらのほうでは取り入れることはできませんけれども、主なものという形では御説明をして町としてこう進めていくということで、最終的には御説明をさせていただいて、このような形でお示しをしまして、御意見をいただいているところであります。

最終的にはワーキンググループの方々からは、その複合ゾーンのお名前をワーキンググループでつけてみたいというような御意見もいただいておりますけれども、そこについては今後また協議をしていきたいとは思っているところであります。

また、特別養護老人ホームのスタッフにつきましても、今現在特養の入居者が40名いらっしゃいますし、ショートステイの利用者も多くまだ残っているような状況にございます。なかなか特別養護老人ホームの職員が今、今後どのような形になっていくのかというところにつきましても、まだ具体に見えていないところではありますけれども、この間特別養護老人ホームでの説明、また、特別養護老人ホームの職員に集まっていたきながら、私たちの今の現計画といった形で、このように進めていきたいというような説明についてはさせていただいております。スタッフのそれぞれの思いというのは、特別養護老人ホームの中でお聞きしていくというような形で聞いておりますので、私どもは直接関わっておりませんが、今後皆さんからの御意見ですとかについては、個々の希望といった形は拾っていくのかなとは考えているところであります。以上です。

○議長（篠原義彦） 宮本議員。

○1番（宮本やよい） それでは、ワーキンググループなど各関係者との間では十分な議論を行なって、合意形成が図れているという判断でよろしいですか。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 先ほども答弁させていただきましたが、例えばボーリング場を作りたいですとか、そういった御意見もございます。そういった部分については、全てがお聞きできるわけではないとは思っておりますけれども、私どもが進めていく福祉ゾーンっていうのはこういう形で進めていきたいという部分はお示ししておりますので、合意形成をいただけてると思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

藤田議員。

○7番（藤田直美） 歳出、5ページ、6ページ、10目まちづくり推進費、7節報償費中インターン型協力隊、見込みより多くなったことからの増額補正ということですが、まずこのインターン型協力隊、とてもすばらしい取組だとは思っていますが、採用期間ですね、何名の方が採用されるのか。また、この期間についてもインターン型は2週間から3か月の設定が可能ということですが、採用期間、人数、また本町を選んで来ていただくことになった経緯についてを伺いたいと思います。

2つ目に2款総務費、1目税務総務費、18節の物価高騰対策重点支援事業に関してですが、対象世帯ですとか給付の方法といたしますか、申請の方法です、申請の方法、周知についてを伺いたいと思います。

以上2点の部分について伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

期間と人数と本別選ばれた経緯というところなんですけれども、期間につきましては、今5名の方、問い合わせも含めて5名の方が対象となっております。1名につきまして

は大学生、今ちょうど未来創造課のほうに籍を置いてるんですけども、8月1日から8月15日、それと道内の大学ですけども、その方が8月23日から9月6日、もう1人関西のほうの大学なんですけども、その方が8月30日から11月30日まで、それと社会人経験者が、まだこれ期間ちょっと未定なんですけども1名いらっしやると、63日ですね、それと徳島大学の方なんですけども、その方が22日間というところで合計169日間になっております。本別選んでいただいた経緯としては、総務省の協力隊のサイトがあるんですけども、そういったSNSの情報を見て本別町を選んでいただいているというところです。以上です。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） 調整給付金の関係でお答えいたします。

対象世帯数ですけども、こちら予算積算時点では1,002件で、申請方法としましてはプッシュ式を考えております。こちらから口座の確認書というものを送らせていただきまして、その中にはこちらで情報があれば口座情報等、積算の計算式、そして給付額のほうを載せて通知いたします。本人に対しての周知としましては、そのような形で確認書ですけども、それ以外に広報の折り込み、一応予定としては9月15日号と10月15日のかけはし、こちらのほうに折り込みをするのと、あとホームページと同報無線等も利用して、この事業に関しての周知を行ないたいと思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） 協力隊の経緯についても伺いました。合計で169日間ということですが、どのような業務に従事し活動されるのか。また、この本町の活動や生活を体験できるという重要な期間だと思えますが、期間中町民、地域の人と交流できるような場というのでしょうか、関わるってというような業務に従事するのかどうか、その点について伺いたいと思えます。

また、物価高騰対応重点支援事業についてですが、申請方法については、今言われた内容は分かりましたが、今電子申請などできるような手続きを行なっている町村もあるようなんですが、私は今後必要ではと思っているんですが、この2次元コードなどを使って電子申請ができるようにはなっているのかどうかという点を伺いたいと思えます。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

業務内容、活動内容なんですけども、まず来られる方にどういった取組がしたいのかというヒアリングをしながら決めていくという形になっております。

ちなみに、今来られている学生の方については、道の駅の活性化についてちょっと学びたいというところで来てまして、当然道の駅のほうに行って、そういった業務ですとかそういうのを体験しながらというところになっておりますので、ヒアリングをしながら当然町民との交流っていうところも含めて実施していければいいなと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） お答えいたします。

電子申請に関してですけれども、一応こちらのほうも担当のほうで協議はいたしました。管内の状況等も確認しながらですけれども今後、電子の申請に関しましてはいろんな場面で今後やってく、必要になってくるのかなと思います。

現在DXの推進ということで、全庁で統一した見解で進めていくということでして、今回に限っては先行して導入することは想定しませんでした。

今後、これから活用しやすいような形のを導入するということと、あとは事務費の関係で経費的に今回ちょっとかけられない、一般財源が出てしまうという部分もありましたので、どちらかということ今後に向けて検討していくということで担当で協議しております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） まず、歳出5ページ、6ページでございますが、2款総務費の12節委託料でございます。業務委託料のうち地球温暖化対策計画策定業務といたしまして、1,056万円の計上がございます。こちら御説明あったところでございますが、具体的な委託内容とあとはその求められる効果等についてお伺いをいたします。

続きまして、3款民生費でございます。12節委託料、調査設計委託料、太陽の丘複合ゾーン整備ということで2,398万円の計上がございます。こちらにつきまして、まず8月2日に、いわゆる設計業者の委託に際してプロポーザルで応募しているところがございますが、8月2日に提案書の提出ということで、8月7日10時よりいわゆるプレゼン等も行なったというところがございますが、これらにつきまして、現時点において何社からどのような応募があったのか、またその応募額、またはその手応え等概要等についてお伺いをいたします。

続きまして、こちらについて複数回、議員協議会も含めてでございますけれども説明が、今後の方向性、在り方について御説明があったところがございますが、3月5日の議員協議会においては、経営規模等コンサルに調査依頼中ということが資料に記載があったところがございます。それらの中から将来を見据えた在り方が求められるというところがコンサルの提言として記載がありましたが、こちらにつきまして令和9年度を目安、めどとして整備していくところがございますけれども、こちらについて完成して運営していく中で、運営経営等の将来推計というものは現時点でどのようになっているのか、これは人口であるとか町財政の見通し、これらと照らしてどのようなものとなっているのか具体的にお伺いをいたします。

続きまして、こちらにつきましては、この提案については基本設計業務ということになっております。この事業全体といたしましては、新聞報道によると総工費約13億円というところと、建設費については9億9,000万円ということ、約10億円でございます。こちら実施設計建設工事は令和7年の6月から令和9年3月までということになっているところがございますが、まず総工費13億円というものについては、具体的にどのような内容となっているのか。つまり13億円引くことの9億9,000万円、公開されている9億9,000万円を除けば、3億1,000万円が具体的にどのようになっ

ているのかという点について、不明でございますので御答弁、御説明を求めるものでございます。

また、うち温浴場についても具体の記載が面積等も含めて、面積や設備内容についても明示がされているところでございますが、この基本設計後、この予算が通って基本設計がなされた後、これらの内容であるとか建設時期等を変更していくということは可能であるのかという点について、お伺いをいたします。

続きまして、こちらのプロポーザルの応募者に対して、当然採点をしていくということになります。審査会が5人で構成されるということでございます。

この5人の構成はどのようになっているのか、また十分な知見、これらの判断をするだけの十分な知見を有している方々であるのかという点について、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） 1点目の地球温暖化対策計画の策定業務についてお答えをいたします。

まず、業務の委託の業務内容なんですけども、大まかに町内基礎情報の収集整理、現状の分析、それと温室効果ガス排出量と将来の推計、将来ビジョン、目標ですね。それと脱炭素シナリオの作成、再生可能エネルギーの導入についてなどの内容になっております。それとこの効果につきましては、計画を策定することによって本町の現状把握ができるとともに、目標が設定されるため今後の脱炭素の取組が推進されるというところでございます。ちなみに環境省の補助金の交付決定を受けて、今回予算計上させていただいてます。以上です。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 梅村議員の御質問に答弁させていただきます。

ちょっと何点かいただきましたので、漏れ等ありましたらまた御指摘いただければと思っております。

まず、プロポーザルにつきましては、議員おっしゃるとおり8月2日からという形で表明いただきまして、8月7日プレゼンテーションを行なったところであります。こちらのほうにつきましては、3者が参加をいただきました。手応えといたしましては、非常にこちらのほうの思惑、今回で言いますと温浴施設、住宅、また福祉避難所を一体的に太陽の丘福祉ゾーンに整備をしたいというところの思惑が伝わってプレゼンをいただいたものと思っておりますし、既存の病院、また老健施設、ケアセンターとの融合といったところも提案をいただいているところでありますので、こちらについてはそういった御提案を基に、また基本設計のほうに入っていくという形で考えております。

経営規模につきましては、まだ補助金等の活用ですとか、また起債ですとか、そういった財源措置の部分もございますので、そういったものも関係しながらどういったものが良いのかということも今後検討してまいりたいと思っておりますし、先ほど宮本議員からの質問に関連があるかと思えますけれども、直営でいくのか、また委託をかけるのかといったところにつきましても、議員おっしゃるとおり人口規模ですとか、将来を見据えた中で決めていきたいと思っております。

あと、新聞報道の部分であります9億9,000万円という形で今回プロポーザル、施設、先ほど言いました温浴施設につきましては、計画をして温浴施設ですとか先ほどの3施設については計画をしているところでありまして、それにプラスいたしまして、先ほど議員総工費とおっしゃったかと思っておりますけれども、我々としては事業費という部分の解釈でございます、これまでの議員協議会で説明をさせていただいております老健が、今まで超強化型といった形で加算などを取って経営をされておりますけれども、特養から入居者が入ることによって長期化をするという部分もございます。そういったところで加算が取りづらくなるという部分との減収というものもありますので、そういった部分の補填ですとか、利用者の方々の負担が増える部分の措置ですとか、そういった部分も含めての金額ということで考えておりますし、老健で受け入れていただくためには、今の施設25年ほど経過しておりますので、また重度の方を受け入れていただくためには施設改修といった部分もしていかなければなりませんので、そういった部分についても見込みという形で計上いたしまして、約13億円ほどになるのかなというようなどころで見えております。

あと、基本設計の以後変更可能であるのかということにつきましても、こういった部分につきましては、先ほどの答弁の繰り返しになるかもしれませんが、補助金ですとかそういったものも絡んできますし、経営形態といったところもございますので、我々と事業者との中で協議をしながら変更、またこういった希望があるといったところを突き合わせていくことで考えております。

プロポーザルの採点者5人につきましては、町長、副町長、建設課長、総務課長と私保健福祉課長の5人です。知見につきましては、専門である職員を後ろに配置いたしまして、もし分からないことがありましたら、その職員に確認をしながら採点を行なったところでありまして。

以上、いただいた質問にはお答えしているかと思いますが、何かありましたら御指摘いただければと思います。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） まず1点目にお伺いをいたしました地球温暖化対策計画策定業務1,056万円についてでございますが、こちらは環境省の交付措置ということでございますが、これは歳入にあります792万円ということでよろしいのか。

二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金ということで792万円の計上がございます。となるならば約260万円程度ですか、260万円前後ぐらい差額がありますが、この差額については単費ということになるのか、まず内訳についてお伺いをいたします。

また、こちらにつきましてはこれから町の現状である現状把握とかそういったところを行っていくということでございますが、それらにいわゆる1,000万円以上かかってくるというのは高額かなという印象を受けたんですが、具体的にどの程度の精度のものが出てくるのか、策定業務を委託した後にそれらを直ちに採用できるようなものとなるのか。これ一般的な社会環境として、本町は緑が豊かですねとか、どう考えてもいわゆる二酸化炭素を排出しているより吸収しているほうが多いよねとかっていうのは明らか

なわけじゃないですか。そういうような漠然としたものが出てくるんじゃないかと、いわゆる学者レベルといいますか、そういったものからも精緻なデータというものが出てくると捉えてよろしいのか、この辺策定業務の得られる成果物の見込み、これらについてどのようなものなのか。1,000万円に相当するようなものであるのかという点についてお伺いをいたします。

続きまして、民生費の委託料についてお伺いをいたします。

こちらまず3者から応募があったというところがございます。こちらはプロポーザルの内容といたしまして、提案価格が一番安価なものを採用するよというものにはなっておりませんので差し障りないと思うんですけども、この3者からいくらの提案がそれぞれあったのか、具体的な数字について、提案価格に対していくらだったのかという点についてお伺いをいたします。

続きまして、お伺いをいたしました将来推計等についてでございますが、今現時点においては具体的なものというのがまだ出ていないということでよろしいのか、お伺いをいたします。今後この計画をしていくに当たってそれらを勘案していくということなのか、今現時点としては5年後10年後20年後こうなっていくですよ、だからこれだけのお金をかけても大丈夫ですよっていう明確なものがあるのかないのかという点についてお伺いをいたします。

続きまして、お伺いをいたしました私の発言の中で総工費ではなくて総事業費だよということで御指摘をいただきましたのでそのように訂正をさせていただきます。

総事業費が約13億円ということが、これは新聞報道であったわけでございますが、建設総工費の約9億9,000万円の差額3億1,000万円については、概要をお伺いしましたけれども何らオープンになっているものではないということであるならば、この3億1,000万円の内訳について、もう少しつまびらかにしていただきたいと。具体的に何にいくらということ合計3億1,000万円ということになっているのか、この積算についてお伺いをいたします。

また、この設計後、いわゆる補助事業であるとかそういったものの背景も見て、変更というかそういった現状実情によって合わせていくっていうことであれば、当然この基本設計をしていただいたにもかかわらず、変更というものが十分考えられる、そういった余地はあるよと捉えてよろしいのか。

そうであるならば、ここで予算としては約2,400万円の計上があるわけですけども、これ変えてというほうは、簡単にここ面積広げてここをこうしてああしてって言うんですけども、作る側、いわゆる事業者側ですよ、受託した事業者側についてはそれがそう簡単ではないということにもなってくると思うんですけども、その際の変更していく際、変更修正していく際の設計料等についてはどのような扱いになるのか。また改めて支払いということになるのか、これらに包含されている、含まれているよ、何回かの修正は込みですよというような考え方でよろしいのか、お伺いをいたします。

また、これは採点者になる部分、町長、副町長、建設課長、総務課長と保健福祉課長ということがございますが、これらについてはいわゆる専門的な知見を有しているとい

うのは職員、後ろに控えているのは職員ということでよろしいですか。職員の持っている知見の中だけでこの応募について判断をしていくと、応募内容について採点をしていくと捉えてよろしいのか、改めて伺います。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

まず1点目の金額の内訳なんですけども、総額1,056万円で歳入のほうでも記載してありますけども、国の補助が4分の3入りまして、それが792万円になります。

その792万円引きますと一般財源出てくるんですけども、そのうち同じ歳入で出てくるんですけど北海道市町村振興協会というのがあります。それが一般財源の3分の2の助成がありましてそれが176万円、歳入として入ってきます。一般財源として出ていくのが88万円という形になっております。

それと2点目の成果物の精度の関係なんですけども、学者レベルかというところなんですけども、委託業務で今回実施をしていきます。それで現状についてはいろいろなデータが揃ってるんでそこは精緻かなとは考えてます。ただ、見込みについては将来の見込みなんで、その辺についてはあくまでも見込みになってくるかなと考えます。

ただ、2030年、2050年というその脱炭素の排出量削減の国の目標も出ておりますので、そこに目がけてやっていく計画になりますんで、まず今回の計画については2030年までの計画期間になってますんで、そこを目指してその国でいう数字、そこに達成するような計画になるものと思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 梅村議員の質問に答弁させていただきます。

委託料の3者からの価格ということでありまして、週明けの13日から16日までという形でこの審査内容については公表をするという形になっておりますが、プロポーザルの告示事項で事業費限度額2,398万円ということで提示をしておりまして、この中の限度額という形でおおむねこの金額に近い金額で3者とも出てきている状況にあります。

また、将来推計のシミュレーションが明確なものがあるのかというところがございますけれども、これにつきましてはこれまでのコンサルタントの中で人口推計ですとか、施設の高齢者人口、また施設の利用の予定というような形の中でシミュレーションを行なってまして、それに基づいて50床の特養分を減らしていくというような中で動いているところがございます。これにつきましては、今年度始まりました介護保険の計画の中にもそういったものが生かされておりますし、そういったもので今後も計画値を作ってまいりたいと思っております。

あと、9億9,000万円の残りの部分ということで3億円ほどのものの内訳でございますが、こちらにつきましてはおおむねというような形の中でございまして、今後利用者の補填の部分の制度もまだ確立、こういったものを作っていかなければならないねっというところはありますけれども、その制度の確立もまだできておりませんので、おおむねの金額という形で御理解いただければと思っております。

設計補助と基本計画からの変更というところではありますが、今回御提案させていただいております調査委託設計につきましては、7年の3月10日までに引き渡しをいただくという形になっております。その間の変更につきましては、こちらのほうと事業者との意見交換の中で設計をこういうふうに変えていくというような部分はその中の経費と考えております。

また、採点者の5人につきましてですが、あくまでも採点するのは5人という形で、もし意見って言うんでしょうか、コンサルタントからの提案の内容が分からないですとか、こういったところはどうかといったところが委員の中から職員にあった場合については、その職員の説明を受けての採点ということであります。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 1点目にお伺いをいたしました地球温暖化対策計画策定業務でございますけれども、2030年までのということでございますが、こちらにおいては成果物として出されるものについては、1,000万円の業務委託料に相当するものと捉えてよろしいのか。1,000万円相当のそうした計画というものが出てくると捉えてよろしいのかという点でございます。確認でございますので、お伺いいたします。

続きまして、3款民生費の調査設計委託料についてでございますが、まずこちらこれまで3月5日の議員協に示された最終の資料、議会に示された最終の資料の中であれば、例えば利用者数の推移と影響の整理ということで、2045年までの人口や高齢化率や高齢者人口、こういったものの記載がありますが、ここにはないのが町財政の見通しとの照らし合わせというものが、町財政の見通しですね、これとの照らし合わせというものが無いんですけども、この辺どこまで、今現時点ですよ、この提案に際してどこまでの推計というのができていんでしょうか。コンサルからも将来のことを考えなきゃいけませんよねっていう定義はありますけども、具体的にこうなるよ、だからこうしていかなきゃいけないよという具体的言及は、現時点では私はないのかなという認識でございましたが、事実についてお伺いをいたします。

また……、町長何かありますか。御発言なさってるようですけども。私に対しては何もないですか。

（発言する者あり）

○5番（梅村智秀） であれば、私は質疑中でございますので、不規則発言はお控えいただきたいと思っております。

議長、議事進行に関する発言です。よろしいでしょうか。

○議長（篠原義彦） はい。

○5番（梅村智秀） 今町長から不規則発言ではありませんということがありましたが、議場においては挙手をして指名をされてからでなければ発言ができないと、このような運営になっていると捉えておりますが、事実としてよろしいか伺います。

○議長（篠原義彦） こちら説明員の席なので、やっぱり今いろんな数の質問が入ってきてますんで、そういう打ち合わせは当然あると思っております。

あまりそのことは気にしないで、質問は続けてください。

○5番（梅村智秀） よろしいですか、発言。

○議長（篠原義彦） はい。

○5番（梅村智秀） 質疑するに際して耳に障るものですから、できれば控えていただきたいんですが、不規則発言ではないということでございましたので、これら議場において議長の指名がない中で発言をすることは不規則発言と私は捉えているんですけども、違いますかという問いでございます。

○議長（篠原義彦） それぞれの受け方なんですけども、立場立場であると思うんです。それでやっぱり、議員のほうからは数多い質問が飛んできますんで、そういう調整は当然、担当課長あるいは町長、副町長の中で、たまには声が聞こえるかもしれないけどもあってもよろしいかと思っております。

○5番（梅村智秀） であるならば、私たまには声が聞こえるかもしれないけど、私の質疑に耳に障るものですから、そちらについては、必要であれば休憩を宣告してやってもらうのが常道かなと私は考えておりますけども、この本別町議会の中においてはその必要はないと捉えてよろしいですか。

○議長（篠原義彦） 私は梅村議員の発言については、周りでしゃべってもあんまり気になりません、声が大きいんで。

○5番（梅村智秀） 失礼ながら私になるんです。

なので、できればこのように議事が中断してしまいますので、休憩を取ってしていただければありがたいなというところでございます。

なので、その辺について今後あるようであれば注意のほどを願います。

○議長（篠原義彦） 説明員の方、耳障りのないような調整をやってください。

○5番（梅村智秀） それでは、改めて質疑を行ないます。

まず、基本設計業務がございまして、こちらの変更の部分についてでございますけれども、令和7年の3月10日、これを期限として提出ということになっておりましたので、こちらまでであればこの委託料の中で変更修正がなされるということでありました。それ以降の変更がまず可能なのか、例えば面積を変えたいであるとか、そういったものは可能なのかどうかという点と、併せて令和7年3月10日以降にそれらの変更をした場合の費用はどうなるのか、どのように考えていらっしゃるのかお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

成果物が1,000万円の値があるかどうかという御質問ですけども、我々1,000万円の値があると考えております。

ただ、この単価につきましては国交省の国の単価を使って出しておりますので、そういった中で今回の金額になっているというところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 議員協議会の中お示しいたしました6月14日というところでの資料につきましては、将来推計といったものについてはお示しをしております。

財政の見通しといった部分では、せんだってでも十勝振興局のほうに財務担当と参りまして、有利な補助金の活用ですとか、そういったものについても検討をさせていただいているところがございます。見通しっていった部分では明確に出ているわけではございませんけれども、いろいろな国の補助ですとか、道の補助ですとか、そういったものを、またエネルギーの部分でも有利なものがありましたらそういったものも活用していきたいと考えているところがございます。

あと、基本設計の部分が7年3月10日以降というところがございますけれども、8年度につきましては実施設計と施工を一括という形で発注していきたいと考えておりますので、この基本設計を基に実施設計に入ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 補足して説明をさせていただきたいと思っております。

老人福祉事業の関係の太陽の丘福祉ゾーンの関係でございます。

今事業費13億円どうのこうのってお話がありますけれども、この数字はあくまでも13億円程度であったらいいだろうなというところの話でありまして、新聞報道に出されていたものが全てそのまま実施されるといったものではないということを御理解をいただきたいなと思っております。

私どもがあの場合でプレス発表をしたわけではございませんし、また私のコメントもなかったと思っておりますけれども、そういったところで新聞屋の記者がおおむねいろんな取材をする中で書いた記事だということ御理解をいただければと思っております。以上でございます。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号令和6年度本別町一般会計補正予算（第5回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号令和6年度本別町一般会計補正予算（第5回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第44号

○議長（篠原義彦） 日程第14 議案第44号町道愛のかけ橋通り愛のかけ橋橋梁補

修工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第44号町道愛のかけ橋通り愛のかけ橋橋梁補修工事請負契約につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

町道愛のかけ橋通り愛のかけ橋橋梁補修工事請負契約締結に当たりましては、予定価格が5,000万円以上の工事契約となりますので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、町道愛のかけ橋通り愛のかけ橋橋梁補修工事で、工事内容につきましては、高欄補修工、歩道側の高欄でございます、延長430.99メートルを施工するものでございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約締結で、指名委員会は令和6年7月8日に開催し、指名業者につきましては、株式会社本別建設工業、株式会社千田建設工業、株式会社野田組、株式会社井上産業、中前建設株式会社、株式会社岡崎組、鎌田建設工業株式会社の7者を選定をいたしました。

令和6年7月9日に指名通知を行ない、令和6年7月30日に入札を執行しております。

契約金額につきましては、7,535万円で、入札回数は1回で落札をしております。

契約の相手方につきましては、本別町北3丁目5番地9、株式会社野田組、代表取締役坂入隆でございます。

仮契約につきましては、令和6年7月30日に行なっており、工期につきましては、着工が本契約の日から7日以内で、完成は令和6年12月25日でございます。

以上、議案第44号町道愛のかけ橋通り愛のかけ橋橋梁補修工事請負契約についての提案に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） 改めてこの愛のかけ橋の橋梁補修工事でございますけれども、具体的にどこをどのように直すのかっていう点、イメージができるように詳細の御説明をいただきたい。その必要性についても、当然老朽化が進んでいるということは認識してございますのでその対策かなとは捉えておりますけれども、どこをどのように直していくよっていうのを具体的にイメージできるように御説明を求めます。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えいたします。

愛のかけ橋橋梁工事のどの部分という、どのようにどの部分がという部分でございますが、工事に当たりましては、高欄補修ということで昨年、国道側から橋に向かって左側の高欄は防護柵を昨年は工事してございます。

今回につきましては、その反対側、反対側につきましては歩道がございますけれども、歩道側の一番外側の高欄を昨年と同じ形ということでの工事になってございます。以上でございます。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。
これから討論を行ないます。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第44号町道愛のかけ橋通り愛のかけ橋橋梁補修工事請負契約についてを採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。
したがって、議案第44号町道愛のかけ橋通り愛のかけ橋橋梁補修工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（篠原義彦） これで本日の日程は全部終了いたしました。
会議を閉じます。
令和6年第3回本別町議会臨時会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

閉会宣告（午後3時50分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年8月9日

議 長 篠 原 義 彦

副 議 長 高 橋 利 勝

署名議員 方 川 一 郎

署名議員 水 谷 令 子

署名議員 丑 若 浩 行